

藤沢市子どもの未来応援条例の制定について
藤沢市子どもの未来応援条例を次のように定める。

平成30年12月3日提出

議会議員	柳	田	秀	憲
同	大	矢		徹
同	清	水	竜	太郎
同	永	井		譲
同	竹	村	雅	夫
同	脇		礼	子
同	浜	元	輝	喜
同	友	田	宗	也
同	有	賀	正	義

藤沢市子どもの未来応援条例

子どもは、成長発達をし続ける存在であり、子どもがそれぞれの特性に即した調和のとれた成長発達をするためには、大人と同様に、個人としての尊厳を尊重されなければなりません。

しかし、貧困の中にいる子どもは、その成長発達に必要な食事、医療、保健、保育、教育などを十分に受けることができず、個人としての尊厳が損なわれていきます。また、人や社会との関係を十分に構築することができない環境にあると、子どものうちに人生の夢や希望を諦めてしまうことになりかねません。現に、我が国の子どもの貧困の状況は先進国の中でも深刻であり、それは藤沢市でも同様です。貧困をはじめとした困難の中にあり、又はその状況に陥る可能性のある子どもの個人の尊厳を保証し、すべての子どもが健やかに、また夢と希望をもって成長発達できるように、行政には目標を設定したうえで実効性のある施策に取り組むことが求められます。

藤沢市は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない

ように、すべての子どもの未来を応援することを目指して、藤沢市の子どもたちの状況に応じ、きめ細やかな教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などに関する計画を策定し、実現するために、この条例を策定します。

(目的)

第1条 この条例は、すべての子どもの未来を応援することを目指し、市がその実情に応じた子どもの貧困対策に積極的かつ計画的に取り組むこと等により、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会の実現と貧困が世代を超えて連鎖することの防止に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者（これらの者と等しく権利を認めることが必要な者も含む。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 相談機関 市から生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業の委託を受けた法人その他貧困世帯及び生活困窮者世帯に関わる団体をいう。
- (4) 子どもに関わる機関 児童相談所、児童福祉施設、幼稚園、学校、病院、警察その他の子どもの福祉に業務上関係のある団体及び保育士、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、民生委員、児童委員その他の子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。
- (5) 民間団体 子どもの貧困に関する取組を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの貧困対策は、子どもが健やかに育ち、自らの能力を伸ばしていける環境をつくることを旨として行わなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子どもが置かれている貧困の状況を直視し、子どもの貧困をなくしていくことを目標として取り組まなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもは自分自身に関わることを自ら決める力がある存在であり、個人として尊重されることを旨として、子どもの成長発達を支援する

ために行わなければならない。

- 4 子どもの貧困対策は、子どもは、自ら他者に助けを求めることが難しいことを十分に認識するとともに、子どもが置かれている環境を踏まえて行わなければならない。

(市の責務等)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(重点的取組)

第5条 市、相談機関、子どもに関わる機関及び民間団体は、貧困の状況にあり、又はその状況に陥る可能性のある子ども及びその保護者を発見しやすい立場にあることを自覚し、これらの者の早期発見に努め、早期の必要な支援に結びつけなければならない。

- 2 市は、子どもの貧困の状況を客観的に把握し、把握した事実に基づき教育の支援及び生活の支援に重点的に取り組むとともに、国の施策とも連携して、就労支援、経済的支援などに取り組み、子どもの貧困対策に係る施策を講ずるものとする。

(相談機関及び子どもに関わる機関の責務)

第6条 相談機関及び子どもに関わる機関は、子ども及びその保護者に対して、その心情に配慮し、適切な助言及び支援を行うものとする。

- 2 相談機関及び子どもに関わる機関は、子ども及びその保護者に対する支援に当たっては、他の相談機関、子どもに関わる機関及び民間団体と適切に連携するものとする。

- 3 相談機関及び子どもに関わる機関は、第15条に規定する相談に関する職務の遂行に関し、積極的に協力するものとする。この場合において、当該職務が貧困の状況にあり、又はその状況に陥る可能性のある子ども及びその保護者に関する情報の集約に係るものであるときは、当該子どもに過度な負担が生じないように配慮しつつ、協力するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第7条 市民及び事業者は、貧困の状況にあり、又はその状況に陥る可能性があるため支援が必要と思われる子ども及びその保護者を発見した場合は、市、相談機関又は子どもに関わる機関に連絡するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、子どもの貧困対策に係る施策を実施する際に必要となる予算措置その他の措置を講ずるよう努める。

(子どもの貧困対策に関する計画)

第9条 市は、子どもの貧困対策に係る施策を実施するため、第3条の基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関する計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- (3) 子どもの貧困に関する指標
- (4) 子どもの貧困対策に関する目標
- (5) 教育の支援、生活の支援その他の子どもの貧困対策に関し講ずる施策
- (6) 子どもの貧困に関する実態調査及び研究

3 市長は、計画を定める場合には、市民、民間団体等の意見が計画に反映されるようにするための措置を講ずるものとする。

4 市長は、計画及びその進行状況について、広く市民に公表するものとする。

(妊娠期からの支援)

第10条 市は、相談機関及び子どもに関わる機関と連携して、妊娠期から継続して、子ども及びその保護者に対し、親子の健康の確保及び増進のための保健指導その他の必要な支援を行うものとする。

(教育の支援)

第11条 市は、就学援助、教育に関する相談体制の充実、学習支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の支援)

第12条 市は、貧困の状況にあり、又はその状況に陥る可能性のある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(就労支援)

第13条 市は、貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るため、その就労の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第14条 市は、各種手当等の支給その他の貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの貧困相談)

第15条 市は、貧困の状況にあり、又はその状況に陥る可能性のある子どもに関する相談に応じ、関連施策に関する総合的な情報の提供、その他の関係機関との連絡調整をするとともに、これらの子ども及びその保護者に関する情報を集約し、これらの者に対する支援のための連携を図るものとする。

2 市は、貧困の状況にあり、又はその状況に陥る可能性のある子ども及びその保護者に関する情報を得たときは、当該子ども及び保護者に関して必要な情報の提供、助言その他の支援が実施されるよう、相談機関、子どもに関わる機関、民間団体等と適切に連携調整を図るものとする。

(民間団体への支援)

第16条 市は、民間団体が行う居場所づくり、貧困の状況にある子どもに対する学習支援その他子どもの貧困に関する取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、すべての子どもの未来を応援することを目指し、きめ細やかな教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などに関する計画を策定し、子どもの貧困対策に積極的かつ計画的に取り組む必要による。